

大阪市港区社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年8月1日～2025年7月31日までの2年間

2. 内容

目標1：2025年7月までに、全職員の年次有給休暇取得率を50%以上とする。
(労働者の有給休暇取得率に差異があるため)

<取り組み内容>

令和5年7月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
令和5年9月～ 年次有給休暇の取得促進のためのチラシ作成
令和5年10月～ 掲示等により全社員へ周知

目標2：所定外労働時間削減のための職場環境づくり

<取り組み内容>

令和5年8月～ 月1回のノー残業デイを設定するため、職員間で曜日について話し合いを実施
令和5年9月～ 決定したノー残業デイを全職員に周知し、所定労働時間削減に向けた啓発の実施
令和5年10月～ 残業デイはなるべく早く帰宅できるよう声掛けの実施